

店頭商品デリバティブ取引約款

AI ゴールド証券株式会社

店頭商品デリバティブ取引約款

第1条（本約款の趣旨）

この店頭商品デリバティブ取引約款(以下「本約款」といいます。)は、契約者ご本人(以下「お客様」といいます。)が、AI ゴールド証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間で行う店頭商品デリバティブ取引（以下「本取引」といいます。）に関する権利義務関係を明確にするための取り決めです。お客様は本取引を行うにあたり、本約款の内容に同意するものとします。

第2条（リスク及び自己責任の原則）

お客様は、本取引を行うにあたっては、本約款の内容を承諾し、本取引の内容、仕組み及びリスクに関して、「店頭商品デリバティブ取引説明書」（以下「取引説明書」といいます。）、「店頭商品デリバティブ取引に係るご注意」及び「個人情報宣言及び個人情報の取扱いについて」を最後まで十分にお読みいただき、本取引の特徴、仕組み、内容、危険性等を十分理解し、また次の各号に掲げるリスク等を十分に理解した上で、お客様自らの責任と判断において取引を行うものとします。

- (1) 本取引においては、当該取引対象の商品の価格の変動及び取引市場環境の変化のリスクを伴っていること。
- (2) 本取引においては当社の信用低下によるリスクおよび、当社がカバー取引を行うリクイデティ・プロバイダーの破綻による取引制限等の信用リスクを伴うものであること。
- (3) 本取引は元本保証ではないこと。また、場合によって預託証拠金額以上の損失の危険性を伴うこと。
- (4) 本取引は、取引所等、政府機関により規制された市場で行われるものではなく、当社が提示する価格は、当社がお客様に独自に提示するものであり、他社や取引所の提示する価格とは異なる場合があること。
- (5) 本取引は、少額の証拠金で多額の取引を行うことができるため、多大な利益を得ることが可能な反面、多大な損失が生じるおそれがあること。
- (6) お客様の損失を抑制する目的で、ロスカット制度が設けられているものの、相場の急変動や、当社の営業開始時点に価格が大きく乖離した場合等、ロスカット注文が執行されても預託した証拠金を上回る損失が生ずる場合があること。
- (7) 銘柄の売付けの価格と買付けの価格とに差（以下「スプレッド」といいます。）があること。
- (8) 本取引においては、主要国の祝日や特定の時間帯において、また、天災地変、戦争、政変、相場の急変、同盟罷業、商品市場の閉鎖等の特殊な状況下で、当社からの取引価格の提示が困難になり、お客様が保有するポジションを決済することや新た

にポジションを保有することが困難となる可能性があること。

- (9) 各国金融市場の休場、経済指標の発表や特定の時間等における流動性の低下又は特殊な状況下で、スプレッドが拡大する場合があること。
- (10) モバイル端末等からの発注において、電波状況等のインフラの影響によりお客様の意図した取引ができない場合があること。
- (11) 取引に異常が生じた場合若しくはそのおそれがある場合又はカバー取引先からの価格配信に異常が生じた場合若しくはそのおそれがある場合に、通常考えうる取引環境(取引レート、約定能力)が提供できず、やむを得ず本取引の停止・中止等を行う場合があり、市場が安定的・継続的に提供できる事が確認されるまで再開されない場合があること。また、再開に際して、再開時点の相場状況によってはお客様のポジションがロスカットとなる可能性があり、場合によっては損失の額が預託された証拠金の額を上回るおそれがあること。
- (12) 両建ては、スプレッドを二重に負担すること、売建てと買建てのスワップポイント、金利相当額の差額を負担する可能性があることなどのデメリットがあり、経済合理性を欠くおそれがあること。
- (13) 本取引に含まれるリスクとして上記に掲げられたものは一般的なものであり、リスクとして全てを網羅しているものではないこと。

第3条（法令等の遵守）

お客様及び当社は、本取引を行うにあたり本約款その他当社の定める規則等、商品先物取引法その他法令諸規則及び日本商品先物取引協会の諸規則等を遵守するものとします。

第4条（反社会的勢力の排除）

お客様は、当社と取引を行うに当たって、以下の点を誓約するものとします。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力団等、その他の反社会的勢力に該当しないこと。
- (2) 当社に対し暴力的な要求若しくは法的な責任を超えた不当な要求を行わないこと。
- (3) 当社との取引に関して暴力的若しくは脅迫的な言動を行わないこと。
- (4) 上記に関して虚偽の申告をし、若しくはいずれかに該当する行為をしたと当社が判断した場合には、取引が停止され、又は通知により口座が解約されても異議申し立てをしないこと。また、これにより損害が生じた場合でも、全て自己の責任とすること。

第5条（取引の仕組み）

1. 本取引は、お客様が当社に証拠金を預託し、その証拠金を担保として行う店頭商品デリバティブ取引をいいます。本取引は、当社がお客様の相手方となって取引を成立させる相対取引となります。
2. 本取引は、インターネットまたはモバイル(Android OS 端末、iPhone/iPad)上で当社が提供する店頭商品デリバティブ取引システム(以下「取引システム」といいます。)でのみ行われるものとします。また、本取引システムの改変及び本取引システムのリコンパイルは一切禁じます。

第6条（取引口座）

本取引に関して、お客様からの預託金、本取引における証拠金、建玉決済に係る損益金及びその他本取引に関する金銭の授受等のすべてを当該お客様の本取引口座内において処理するものとします。

第7条（口座の開設）

お客様は、本取引に関する口座(以下「本口座」といいます。)の開設を希望するにあたり、当社所定の本約款及び取引説明書その他当社の定める規則等の内容に同意の上、本口座の開設を申し込むものとします。お客様は、申し込みにあたり以下の各号の要件その他当社の定める要件を満たしていることを必要とします。

- (1) 本取引の特徴、仕組み、リスクについて十分理解していること。
- (2) 年齢が20歳以上75歳未満の行為能力を有する個人であること。お客様が法人の場合は、取引担当者が年齢が20歳以上75歳未満の行為能力を有する個人であること。
- (3) 居住地国が日本国のみであること。お客様が法人の場合は、日本国内で本店が登記されている法人であり、実質的支配者及び取引担当者が日本国に居住していること。
- (4) 当社から電子メールもしくは電話で直接お客様ご本人と常時連絡が取れること。お客様が法人の場合は取引担当者と電子メールもしくは電話で常時連絡が取れること。
- (5) 電子メールアドレスを保有していること。
- (6) 本取引に関し当社がお客様に交付すべき書面について、当該書面の交付に代えて一定の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」といいます。)により提供すること(以下「電子交付」といいます。)に同意すること。
- (7) 本約款及び取引説明書、その他当社の定める規則等を理解するに十分な日本語能力があること。また、日本語による電話等での会話ができ、意思の疎通に支障がないこと。
- (8) お客様の当社における指定金融機関口座として、国内に存する金融機関を指定

して頂けること。

(9) お客様の個人情報を正確にご登録いただけること。

(10) 自己資金かつ余裕資金にてお取引いただけること。

(11) 外国 PEPs に該当しないこと。

2. お客様の本口座開設申し込みに対する当社の諾否は、当社の審査基準に基づき判定するものとし、お客様は当社が本口座開設を承諾した場合に限り、本取引を行うことができるものとします。なお、当社はお客様の本口座の開設をお断りする場合であっても、その理由については開示しないものとします。

第8条（ログイン ID とパスワード）

当社は、お客様の取引口座開設審査を経て口座開設を承認した後、お客様に本取引システム利用のためのログイン ID とパスワード（以下「ログイン情報」といいます。）を発行します。ログイン情報の発行通知については郵送のみの通知となります。

2. お客様が本取引システムを使用することを当社が承諾した場合、お客様が本取引システムに入力したログイン情報の組み合わせが、当社の管理するログイン情報の組み合わせと一致した場合に限り、お客様は本取引システムの使用ができます。
3. お客様のログイン情報はお客様自身に限り使用することができ、第三者に貸与又は譲渡することはできません。
4. お客様のログイン情報を使用して、本取引システムに対して行われた注文に関わる指図及び預託証拠金の払い出しに関わる指図(以下「本取引にかかわる指図」といいます。)、並びに連絡について、当社はお客様自身が行ったものとみなします。
5. お客様がログイン情報を第三者に貸与又は譲渡した場合、又はお客様の不注意、盗難、窃取、詐欺、通信の傍受、盗聴等によりお客様のログイン情報が第三者に漏洩した場合等により、第三者が本取引にかかわる指図を行った場合には、当社がそれらをお客様による本取引にかかわる指図として扱うことにお客様はあらかじめ了承し、第三者による本取引に関わる指図に起因して生じた結果については、事情の如何を問わず、すべてお客様が責を負うものとします。当社がこれにより損害を受けた場合には、当社は、お客様にその損害の補填を求めることができるものとします。
6. お客様は、予め本取引システムを利用するための機器又は回線等をお客様の責任において準備するものとし、本取引システムの全部又は一部を、コピー、改造、リバース・エンジニアリング、デコンパイル、ディスアセンブル、又は変更はしないものとします。

第9条（証拠金）

お客様は本取引を行うにあたり、本取引に係るお客様の当社に対する全ての債務を担保するため、当社が別途定める方法により、必要取引証拠金額以上の金額に相当する金銭を取引証拠金として当社に預託するものとします。

- 取引証拠金は全て金銭により預託するものとし、有価証券等による充当はできないものとします。
- 当社はお客様からの入金を確認できた時点で、本取引口座に入金処理をします。お客様は取引システムに入金が反映された時点で取引が可能になります。
- インターネットの通信環境や当社ならびに金融機関のシステム処理等の事務処理の都合やシステム障害等の諸事情により、お客様は入金が遅延する場合があることに同意するものとします。
- 当社に預託されているお客様の取引証拠金の額が、必要証拠金額を超過している場合、お客様は、当社が別途定める方法で請求することにより当該超過額の全部又は一部の返還を受けることが出来るものとします。当該返還請求額に関する額は、当社が当該請求を受け付けた時点で取引証拠金の額から減算されるものとし、当該請求を受け付けた日から起算して原則として4銀行営業日以内に、出金請求額をお客様の本取引における指定金融機関口座に入金する方法により返還されるものとします。
- ただし、債権保全その他の事情により、当社が証拠金を維持する必要があると認めた場合はこの限りではありません。

第10条（取引日及び取引時間）

本取引にかかる取引日及び取引時間は、当社が定めるものとし、当社が必要と認める場合、取引日及び取引時間を変更できるものとします。

- 前項の規定に関わらず、前項に定める取引時間内であっても、通信回線及びシステム機器等の瑕疵又は障害(以下「システム障害」といいます。)その他のやむを得ない事由が発生した場合、予告なくサービスの全部又は一部の提供を一時停止又は中止することができるものとします。

第11条（注文の受付）

お客様が当社と行う本取引の注文、注文の訂正、注文の取消等は取引システムを通じて行うものとします。電話、ファックス、電子メールその他の手段による注文及びその訂正・取消は、本取引システムの障害時も含め原則出来ません。

- お客様は、本取引に係る売買注文を行うときは、銘柄、売買の種別、注文数量、価格、その他の注文内容及びその執行条件について、当社に明確に指示するものとします。
- 本取引において当社が取り扱う銘柄、最大取引数量、注文の種類・方法及び注文の有

効期限は、当社が定めるものとします。また、それらは変更される場合があります。

4. お客様の本取引にかかわる指図は、お客様が本取引システムに指図内容を入力し、入力を確定した後、本取引システムのサーバがその入力内容を受信した時点で受付けたものとします。
5. お客様が本取引システムを使用して当社に指示した売買注文については、当該注文が未約定の場合に限り、当社が定める時間及び方法の範囲内において、取消又は変更等を行うことができるものとします。

第12条（注文の執行）

当社は、前条によりお客様から受け付けた注文につき、その内容に従い取引を成立させるものとします。但し、お客様が本取引システムを使用して当社に指図した注文が、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、当社は当該注文の執行を行わないことができるものとします。

- (1) お客様の本取引口座における有効証拠金残高が、必要証拠金の総額に満たない場合。
 - (2) お客様の本取引口座における有効証拠金残高が、当該注文の執行により必要証拠金の総額に満たなくなる場合。
 - (3) 注文の内容が、法令、本約款その他当社の規程に違反するとき。
 - (4) 当社の設定する最大注文数量を超える注文がなされたとき。
 - (5) その他、取引を成立させることが相当でないと当社が判断したとき。
2. お客様の操作の誤りにより成立した売買注文に関する責はお客様が負い、当社はその責を負わないものとします。
 3. 市場・経済事情、委託先またはカバー先からのレート配信状況により、お客様にとって不利なレートで約定することがあること、また、当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定することがあることを、お客様は予め了承するものとします。
 4. お客様からのご注文が殺到した場合等には、ご注文の全部又は一部の約定が遅延したり、注文が約定しなかったりする他、当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定する場合、並びにシステム障害等の事象が発生する場合があることをお客様は予め了承するものとします。
 5. 本取引において、約定が成立していた場合であっても、システムの瑕疵およびシステム障害等により本来約定すべき価格と約定した価格に乖離がある場合、お客様にとって有利、不利に関係なく本来約定すべき価格へ修正する場合があることをお客様は予め了承するものとします。

第13条（手数料及び諸経費）

お客様は、当社に対し、当社が別途定める口座管理料、その他の手数料および必要

費用（以下「取引手数料等」といいます。）を支払うこととします。

2. 当社は、必要と認められる場合に、本取引に関する手数料を変更できるものとします。
3. 取引口座からの出金する際の振込手数料は原則当社負担としますが、10,000 円未満の出金依頼および同月に 6 回以上の出金は、出金手数料 550 円を差し引いた額を出金するものとします。入金の際の振込手数料等その他の費用は、お客様の負担とします。
4. 預託証拠金残高が 10 億円を上回る場合、年利 0.05%の口座管理料をお支払いいただきます。10 億円を超過している日数に応じて計算を行い、月末に取引システムから引落させていただきます。

第 14 条（書面の電子交付）

当社はお客様に交付すべき商品先物取引法に規定されている書面等について、同法の規定に基づいて、電子交付するものとし、お客様は、本約款への同意をもって、当該電子交付について承諾したものとします。

2. お客様は、当社から電子交付された記載事項の内容を遅滞なく確認するものとします。お客様は、当該記載事項の内容に異議がある場合には、当該電子交付の日から起算して 10 営業日以内に、当社に対して電子メール又は書面にてその旨を申し受けることができるものとします。上記期間内に申し出がなされなかった場合は、お客様はそれらの電子交付の内容を確認し承諾したものとみなします。

第 15 条（取引レート及び調整額）

本取引に係る取引レート及び調整額については、市場動向、金利動向に基づいて当社が提示する取引レート及び調整額が適用されるものとします。

2. システムのメンテナンス中やシステム障害時等はレートを配信できない場合があります。
3. お客様は、お客様のシステム環境、あるいは御利用いただくソフトウェアの仕様により更新のタイミングが異なり、お客様ごとに瞬間的に提示するレートが異なる場合があります。

第 16 条（ロスカット）

本取引において、余剰証拠金が必要証拠金に対して当社が定める比率を乗じて算出した額以下となった場合には、当社は、有効証拠金が所定の水準に達するまで取引可能な損失の大きい建玉から順番に反対売買により強制決済することができるものとします。

2. 前項による反対売買の結果、お客様に損失が発生した場合においても、当社はその

責を負わないものとします。また、市場の状況やロスカットの実行タイミングによっては、決済価格がロスカット判定時の価格と大きく乖離することがあり、ロスカット判定時の水準以上の損失、又はお客様が預託した証拠金の額以上の損失が発生する場合がありますが、その場合においても当社はその責を負わないものとします。

3. お客様は、当社が第1項の反対売買を行った場合に生じる売買損金をお客様に事前に通知することなく預託証拠金から差引くこと、又、売買損金額が預託証拠金の額を上回った場合、その差額を当社が指定する期日までに支払うことを予め承服するものとします。

第17条（期限の利益の喪失）

お客様について本約款第4条若しくは次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、当社から通知、催告等がなくても、お客様は当社に対する本取引及びポジション等に係る一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該債務を弁済するものとします。

- (1) 支払停止又は破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始又は特別清算開始の申立その他これらに類する倒産手続きの申立があったとき。
 - (2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - (3) お客様の当社に対する本取引又はポジションに係る債権又はその他の債権のいずれかについて仮差押、保全差押又は差押の命令、通知が發送されたとき。
 - (4) お客様の当社に対する本取引又はポジションに係る債務について差入れている担保の目的物について差押又は、競売手続の開始があったとき。
 - (5) 外国の法令に基づく前各号のいずれかに相当、又は類する事由が発生したとき。
 - (6) 名称・住所変更の届出を怠るなどお客様の責めに帰すべき事由によって、当社にお客様の所在が不明となり、又は連絡が取れなくなったとき。
 - (7) 心身機能の低下により、本取引の継続が著しく困難又は不可能になったとき。
 - (8) お客様本人が死亡したとき(法人の場合は、解散したとき)
2. お客様について次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、お客様は本取引及びポジション等に係る当社に対する一切の債務について当社の請求によって期限の利益を失い、直ちに当該債務を弁済するものとします。
 - (1) お客様の当社に対する本取引、もしくはポジションに係る債務、又はその他一切の債務のいずれかについて、一部でも履行を遅滞したとき。
 - (2) お客様の当社に対する債務(但し、本取引及びポジションに係る債務を除く)について差入れられている担保の目的物について差押又は競売手続の開始(外国の法令に基づくこれらのいずれかに相当又は類する事由に該当した場合を含む)が

あったとき。

- (3) お客様が当社との本約款、又はその他の取引規程のいずれかに違反したとき。
- (4) 余剰証拠金が0円を下回った場合に、当社の要請にもかかわらず、お客様が速やかに入金もしくは保有するポジションを決済する等により、余剰証拠金額を0円以上の状態にしないとき。
- (5) 前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

第18条（支払不能又は不能となるおそれがある場合等における本取引）

当社は、お客様が前条第1項各号のいずれかに該当した場合、お客様に事前に通知することなく、お客様の計算において、即時に、本取引におけるお客様の全ての建玉を反対売買により任意に決済することができるものとします。

- 2. 当社は、お客様が前条第2項第1号に掲げる債務のうち本取引に関する債務について一部でも履行を遅延した場合、お客様に事前に通知することなく、お客様の計算において、即時に、本取引におけるお客様の当該遅延に関する建玉を反対売買により任意に決済することができるものとします。
- 3. お客様が前条第2項各号のいずれかに該当した場合、お客様は、当社の請求により、当社の指定する日時までに、お客様の全ての建玉を反対売買により決済するものとします。ただし、前項の規定により当社が反対売買を行う場合は除きます。
- 4. 前項本文の場合において、当社が指定した日時までにお客様が反対売買を行わないときは、当社は、お客様に事前に通知することなく、お客様の計算において、即時に、本取引におけるお客様の全ての建玉を反対売買により任意に決済することができるものとします。

第19条（不足金の取扱い）

当社は、お客様が第17条第1項各号のいずれかに該当した場合、お客様に事前に通知することなく、お客様の計算において、即時に、本取引におけるお客様の全ての建玉を反対売買により任意に決済することができるものとします。

第20条（差引計算）

お客様は、当社との一切の取引において、下記に列挙する事項のいずれかに該当した場合、当社の通知により、当社に対して負担する一切の債務の、期限の利益を喪失するものとし、当社は、その債務とお客様の当社に対する本取引に係る債権その他一切の債権を、その債権の期限にかかわらず、お客様への事前の通知およびお客様の承諾を必要とすることなく、いつでも相殺することができるものとします。

- (1) 口座開設の申込時、または登録情報の変更時に虚偽の申告をしたことが判明した場合

- (2) 本約款のいずれかの規定に違反した場合
 - (3) 当社 Web サイトの運営または当社の電気通信設備に支障を及ぼしまたは及ぼすおそれのある行為を行なったと当社が認定した場合
 - (4) 仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申立、仮登記担保契約に関する法律第 2 条に定める通知もしくは租税公課の滞納その他滞納処分を受け、またはこれらの申立、処分、通知を受ける可能性のある事由を生じたとき
 - (5) その他、当社が取引を継続することが不適切であると認めた場合
2. 前項の相殺ができる場合には、当社は事前の通知および所定の手続きを省略し、お客様に代わり預託金の払戻しを受け、お客様の債務の弁済に充当することができるものとします。
3. 前 2 項によって差引計算を行う場合、債権債務の利息および損害金等はその期間の計算実行の日まで発生するものとし、債権債務の利率は当社の定める率によるものとし、債権および債務の支払通貨が異なるときは当社の指定する通貨を適用するものとします。

第 2 1 条（充当の指定）

当社は、本約款第 17 条もしくは前条の差引計算を行う場合、お客様の弁済額又はお客様の当社に対する債権がお客様の債務の全額を消滅させるのに足りないときは、当社が任意に定める順序、方法により、預託証拠金をもって不足額に充当することができることとし、お客様はこのことを予め了承するものとします。

第 2 2 条（遅延損害金の支払い）

お客様が当社との間で行う本取引に関し、当社に対する債務の履行を怠った時は、履行期日の翌日から債務全額の支払いに至るまで年率 14.6%の割合による遅延損害金を当社は受け取ることができるものとします。

第 2 3 条（債権譲渡の禁止）

お客様は、当社に対して有する債権を他に譲渡、質入れ、その他の処分をすることができないものとします。

第 2 4 条（報告）

お客様は、本約款第 17 条第 1 項各号および第 2 項の各号のいずれかの事由が生じた場合には、書面により直接当社に対してその旨を報告するものとします。

第 2 5 条（報告書の作成および提出）

お客様は、当社がお客様に係る本取引の内容その他について、日本国の政府機関等宛

てに報告することを日本国の法令等に基づき要求される場合には、当社にかかる報告をすることに異議を述べないものとします。この場合、お客様は、当社の指示に応じて、当該報告書その他の書類の作成に協力するものとします。

2. 前項の規定に基づく報告書その他の書類の作成及び提出に関して発生した一切の損害については、当社は免責されるものとします。

第26条（届出事項の変更）

お客様が当社に届け出た氏名、名称、住所、事務所の所在地、連絡先、銀行口座その他の事項に変更があったときは、お客様は、当社に対し直ちに当社の指定する方法をもってその旨の届出をするものとします。

第27条（通知の効力）

お客様の届け出た住所、事務所の所在地またはお客様のメールアドレス宛てに当社によりなされた本取引に関する諸通知が、転居、不在その他当社の責めに帰さない事由により、延着し、または到達しなかった場合は、通常到達すべき時に到達したものとします。

2. 当社からお客様に対する通知は、原則として取引画面やメールを通じて行うものとします（当社が必要と判断した場合はこれらに限られず、電話、書面等により通知する場合があります）。

第28条（通話の記録）

お客様は、本約款の同意をもって、お客様と当社の間で交わされる電話による会話の内容を、当社がお客様から事前に個別の承諾を得ることなく録音することに同意したものとします。

第29条（免責事項）

お客様は、次に掲げるお客様の損害及び損失については、当社及び当社ホームページへの情報提供元は免責されることに異議がないことを予め了承するものとします。

- (1) 天災地変、戦争、政変、同盟罷業、外貨情勢の急変、商品市場の閉鎖等、不可抗力とめられる事由により、本取引に係る注文の執行、金銭の授受等が遅延し、又は不能となったことにより生じた損害及び損失。
- (2) 外国為替市場の閉鎖又は規則の変更等の理由に基づき、お客様の本取引に係る注文に当社が応じ得ないことにより生じた損害及び損失。
- (3) ログイン ID・パスワードの誤入力、忘却等、お客様自身の責任により、お客様が本取引に係る注文を当社に出せなかったことにより生じた損害及び損失。
- (4) お客様の錯誤、誤入力によって注文が約定した場合、もしくは注文が約定しなかつ

った場合。

- (5) 電信、インターネット、携帯電話設備又は郵便等の通信手段における誤謬、遅滞等、当社の責めに帰すべからざる事由により生じた損害及び損失。
 - (6) お客様もしくはお客様以外の第三者が入力したログイン ID・パスワードと当社に登録されているログイン ID・パスワードの一致を確認して行った取引及び金銭の授受その他の処理により生じた損害及び損失。但し、当社に故意又は重大な過失があった場合を除く。
 - (7) お客様のコンピュータのハードウェア、ソフトウェア、携帯端末等の故障・誤作動、当社の故意又は重大な過失によらない当社のコンピュータシステム、ソフトウェア等の故障・誤作動、市場関係者もしくは第三者が提供するシステム、ソフトウェア等の故障・誤作動、通信回線のトラブル等、本取引に係る一切のシステムに係る障害により生じた損害及び損失。
 - (8) 第 15 条に定めるロスカットによるポジションの処分により生じた損害及び損失。
 - (9) 本取引に関連して受け取る情報の誤謬、停滞、省略及び中断並びにシステム障害等により生じる損害及び損失。但し、当社に故意又は重大な過失があった場合を除く。
 - (10) 市場取引等の急激な変動に伴う約定価格の乖離。
 - (11) 注文の殺到等に伴う取引の全部又は一部の履行遅延、履行不能。
 - (12) 市場レートから乖離したレートによる約定。
 - (13) 当社が提供するチャートを含む情報の表示あるいは更新停止により生じる損害及び損失。
 - (14) その他、当社の責めに帰すことのできない事由の発生により、お客様が被った損害及び損失。
2. 前項各号の事由により、本取引に係る注文及びその執行がお客様の意図する内容で行われなかった場合も、お客様はその責を負うこととし、お客様はこのことを予め了承するものとします。また、前項の規定にかかわらず、当社が合理的に必要であると判断した場合には、当社はお客様に何ら通知をすることなく、お客様の注文及び約定を取消し、あるいは入出金を停止することができるものとし、それにより生じる損害及び損失はお客様の負担とします。

第 30 条（解約）

次の各号のいずれかに該当し、またはお客様が本約款第 4 条、第 17 条、第 18 条および第 19 条に掲げる事項のいずれかに該当したときは、当社は、お客様に事前に通知することなく、当社の裁量により本契約を解約することができるものとします。ただし、解約時においてお客様が本取引に係る未決済ポジションを有している場合、又はお客様が当社に対する債務を負担している場合には、その限度において本約款が適

用されるものとします。

- (1) お客様が当社に対し当社との取引の解約を申し入れたとき
 - (2) お客様が本約款の条項のいずれかに違反したとき
 - (3) 本約款第34条に定める本約款の変更ならびに取引説明書等の当社の定める規約類の変更にお客様が同意しないとき
 - (4) 端末、機器、回線、設備、ソフトウェア等の不正な操作もしくは改変等による取引を行ったとき、またはそのような取引を行ったと当社が認めたとき
 - (5) 方法の如何を問わず、正規の注文発注手順を経ずに取引を行ったとき、またはそのような行為を行ったと当社が認めたとき
 - (6) 本システムに何らかの負荷等を与え、本システムの正常運用に支障をきたしたとき、またはそのおそれがあると当社が認めたとき
 - (7) お客様が当社に対する届出事項について虚偽の届出を行っていたことが判明したとき
 - (8) 口座名義人が含まれるか否かにかかわらず、お客様の単一の口座を複数人で利用し取引したとき、お客様の口座をお客様以外の第三者に利用させたとき、あるいはお客様の計算でお客様以外の第三者に取引をさせたとき、またはそのような取引を行ったと当社が認めたとき
 - (9) お客様の取引口座がマネー・ローンダリング及びテロ資金供与リスクまたは経済制裁関係法令等に抵触する取引、公序良俗に反する取引、その他不法または不正の取引に利用され、またはそのおそれがあると当社が合理的に判断したとき
 - (10) 当社の提供する取引価格を不正に取得して取引したと当社が認めたとき、またはそのような行為を行ったと当社が認めたとき
 - (11) 当社が口座名義人の本人確認に応じるよう期間を定めて求めたにもかかわらず、お客様がこれに応じないとき
 - (12) お客様が本約款第7条第1項の口座開設要件を満たさなくなったとき
 - (13) お客様の取引画面へのログインが1年以上なされていないと当社が認めたとき
 - (14) お客様が満75才以上となったとき
 - (15) 前各号の他、やむを得ない事由により、当社が取引を継続することが不適切であると認めたとき
2. お客様との間の本取引を解約する場合において、お客様が当社と行う本取引のポジションが残存するとき、またはお客様の当社に対する債務が残存するときは、本取引の解除時点の取引価格に基づいて残存するポジションを反対売買により決済した上で、当社とお客様の間の債権債務を清算するものとします。
 3. 前項の場合に、特別に発生した諸費用はお客様がその都度当社に支払うものとします。

第31条（適用法令）

本約款は、日本国の法令に準拠し、これに従い解釈されるものとします。

第32条（合意管轄）

お客様と当社との間の本取引に関する訴訟については、当社本店の所在地を管轄する裁判所を指定するものとします。

第33条（取引説明書等の準用）

本約款に定めのない事項に関しては、当社の取引説明書、その他全て当社の定める規則等に従うものとします。上記の当社の定める規則等は、当社のウェブサイト上で掲示する等の当社が別途定める方法により通知するものとします。

第34条（本約款の変更）

本約款は、法令等の変更、監督官庁の指示その他当社の業務上の必要が生じた場合は、変更されることがあります。

2. 当社は、前項に基づき本約款の変更を行う場合は、本約款を変更する旨及び変更後の本約款の内容並びに効力発生時期を、お客様に対し、当社ホームページにおける掲載その他の適切な方法により周知します。

第35条（分離独立条項）

本約款等において定めた条項の一部につき、法律違反あるいは無効と判断された場合であっても、当該条項は本約款とは分離して取り扱われ、当該条項が無効であること等がその他の条項が有効かつ強制力を有することに対して一切影響がないものとします。

施行日:2025 年 10 月 27 日